

皇室紋章の起源と変遷

(要旨)

広島大学大学院文学研究科

博士課程後期人文学専攻

学生番号：D146059

氏名：藤澤桜子

本論文は、古代・中世の日本における王家紋章、すなわち天皇家が自家の意匠として用いた意匠について、通史的に論ずるとともに、政治史的考察を試みたものである。

第一部第一章では、鳳凰の王家紋章としての権威性が最も強い平安時代を取り上げた。従来の研究ではほぼ全くと言ってよいほど触れられていない史料を多数取り上げ、鳳凰がこの時期に明確に王家紋章として用いられていたこと、ただしその王家紋章としての意味合いには若干の変化があったことを論証した。

具体的には、使用状況の分析から、鳳凰の使用が王権周辺に著しく偏っており、更には朝儀の衰頹や里内裏の使用といった変化にも対応する形で鳳凰が用いられていたことを明らかにした。中でも重要な例として、一二世紀には、鳳凰関連意匠の臣下による使用が憚られていた様子を示す文献史料や、鳳凰文が明らかに王権を象徴する視覚装置として用いられている絵画資料があることを挙げ、少なくとも一二世紀には、鳳凰は王家紋章であると十分に認識された上で、意識的に取り扱われる意匠であったことを述べた。

更に、この時代の鳳凰の画期として一〇世紀に注目した。この頃、黄櫨染袍や鳳輦といった、使用機会が多く、かつ、使用者が天皇一人に限られた儀式具に鳳凰が採用され、鳳凰が天皇と直接結びついたのである。これ以前の時期においても鳳凰は王家紋章として用いられてはいたが、平安前期に見える鳳凰の役割は、皇族と臣下との区別という点にあった。一〇世紀以後の例とは、やや性質が異なる。一二世紀における高い権威性は、一〇世紀に天皇個人との結びつきが特に強められたからこそそのものと言える。

ただし、天皇個人との結びつきが強まった結果、権力の象徴という性格が前面に出ることとなり、それに伴って政治的利用価値も高まった。その結果として、次第に上皇らによる派生的使用がなされ始め、さらには増大・定着した。そのため、この時代の鳳凰は最終的には、一〇世紀に新たに見られた傾向よりも広義の、使用者を天皇一人に限らない、王権の象徴としての権威性・符号性を帯びた王家紋章となった。

第一部第二章では、飛鳥・奈良時代においても第一章で見たような性格が鳳凰に認められるかを検討し、天皇家は早くも八世紀半ばには鳳凰を王家紋章としていたこと、鳳凰へのそうした性格の付与は意図的なものであったことを明らかにした。文献史料上は、孝謙天皇による鳳凰の使用が特に多く確認できる。

ただし、平安時代とは違って単なる華麗な装飾意匠として鳳凰が用いられた例も多く、平安時代においてのように天皇家が鳳凰の使用を独占していたわけではなかったことが知られる。天皇家側では鳳凰を自己の権力を裏付けるものと位置づけたが、天皇家以外の鳳凰文の使用に関しての規制等はなされておらず、また、鳳凰が王家紋章であるという認識も未だ浸透には至っていなかったため、一般的な装飾意匠としての使用が自主的に憚られることもなかったと考えるのが妥当である。

天皇家の意匠として鳳凰が採択された理由としては、日精、いわゆる八咫鳥、三足鳥が、鳳凰の姿で表現される場合もあったことから、天照大神の子孫を称する天皇家の意匠として最適であると見なされた可能性を提示した。

第一部第三章では、鳳輦と葱花輦という二種の輦の先後関係を論じ、従来考えられていた順序とは逆に、中国から伝えられた当初の輦の形式は葱花輦であったこと、輦形式としての鳳輦は日本で考案されたものであることを、日中の文献史料をもとに論証した。

第一部第四章では、前章を受け、輦形式としての鳳輦がいつ成立したものかを検証した。その結果、鳳輦の成立は幼帝朱雀の即位直後、承平元年もしくは同二年と、きわめて限定的に特定できることを明らかにした。

鳳輦成立の背景としては、幼帝即位にあたっての權威性の付与という役割が、鳳輦、すなわち王家紋章たる鳳凰を飾った乗物に期待されていたとの見解を示した。幼帝はその年齢ゆえに本人が参加可能な儀礼もわずかであるが、輦は、その数少ない儀礼の一つである大嘗祭御禊行幸に用いられる儀式具であり、御禊行幸はまた、衆目を集める示威的なパレードとしての性格を有した儀礼でもあった。そして、幼年の天皇自身は乗物の中に座し、人々の目に直接触れるわけではない。幼帝への權威性の付与として、輦は最適な視覚装置であったと言える。

また、鳳輦という、王権を殊更に誇示する形の輦が、初の幼帝ではない朱雀天皇の即位にあたって特に必要とされた理由として、陽成天皇の廃位によって「幼帝」という概念自体に不吉なイメージが付され、更なる幼帝の誕生が躊躇されていた可能性、および、清涼殿落雷や醍醐天皇の突然の不予といった異常事態という時代背景を指摘した。

なお、奈良時代における特徴として孝謙天皇による鳳凰の多用を指摘したが、鳳輦の成立が幼帝への權威性の付与であったのと同様に、女帝ゆえに立場が脆弱な自己の正統性を示すものとして鳳凰を用いていた可能性が考えられる。

第二部第一章では、中国、主に漢代以降における鳳凰の性格を論じ、第一部で取り上げたような王家紋章としての性格が日本で付与されたものであることを改めて確認した。中国では鳳凰は祥瑞・仁鳥・仙禽であった。しかし、それにも増して多く見られるのが、純粹に目を楽しませる目的で用いられた装飾意匠としての例で、使用場面もきわめて多岐に亘る。

第二部第二章では、鎌倉・南北朝時代における鳳凰の使用状況を分析し、王家紋章としての性格は早くも一三世紀には薄れ、中国での使用に比較的近い状況、すなわち華麗な装飾意匠として多用される状況となっていたことを明らかにした。

高御座や鳳輦という重要な儀式具においては鳳凰が伝統意匠として継承されているが、形骸化していたものとするのが妥当である。鳳凰を飾った儀式具が登場するこの時期の説話からは、鳳凰の符号性の忘失が明確に認められる。

他にも、孔雀・雉との混同といった例や、文飾表現の上で、天皇家とは関連性のない人物を鳳凰に譬える例が見え、鳳凰を特別視する風潮はほぼ失われていたと言わざるを得ない。

第二部第三章では、鳳凰が既に實質上、王家紋章としての機能を果たしていない時期にあたる一三世紀に、新たな王家紋章として菊が採用され、いわゆる菊花紋章が成立したことを、従来の研究では注目されていなかった一級史料によって論証し、その歴史的意義について考察した。

菊花紋章の成立についての通説は、後鳥羽上皇が個人的に好んだものが先例として受け継がれ、次第に定着したとするものである。しかし、『葉黄記』関連記事によれば、その成立は、きわめて意図的・計画的に制定されたものであること、すなわち故実の積み重ねが次第に倣うべき慣例と化したものではなかったことが明らかで、時期についても、寛元四年と特定できる。

『葉黄記』には菊文採択の事情が詳細に記されており、後鳥羽上皇に倣うべきとする意見が再三出されたことが確認できるため、通説のうち、後鳥羽に由来するという部分は遠因としては認められる。しかしながら、重要なのは、後鳥羽上皇が個人的に好んだ意匠が王家紋章として採択されたのは何故かという点である。この点について、時代背景および使用状況から、菊花紋章の制定は、朝廷内での立場が盤石ではなかった後嵯峨皇統を確立させるため、後鳥羽院政期の再現が目指される中で、直接的に後嵯峨上皇を後鳥羽上皇に擬する視覚装置として、かつて後鳥羽上皇が愛用した菊文が利用されたことによるとの見解を示した。また、制定の中心人物として土御門定通に注目し、その政治手腕の再評価を求めた。

第二部第四章では、鹿苑寺金閣鳳凰に代表される、足利将軍家による鳳凰の使用例を取り上げた。鳳凰がかつては王家紋章とされていた点からすると、一見、いわゆる王権篡奪説を裏付ける事例と見え得るこうした例は、しかし、従来注目されて来なかった文献史料も含めて使用例を分析すると、足利将軍家に王家紋章を自家のものとする意図がなかったことは明らかである。

また、一三世紀に確認できた鳳凰の王家紋章としての符号性の忘失は継続が認められ、篡奪の対象とする価値自体がなかったことが分かる。足利将軍家は鳳凰関連意匠の中で特に桐を多く使用したが、その理由として、一三世紀以来のこうした風潮によって、鳳凰が比較的ありふれた意匠となっていた可能性が考えられる。

こうした状況で、鳳凰関連意匠が足利将軍家の意匠とされた理由として、鳳凰に新たな意味が見出された可能性を指摘した。使用の開始は義満によると推察されるため、具体的には、南北朝の合一を記念して、太平、ひいては太平をもたらした自らの象徴として「仁鳥」鳳凰を大々的に誇示した可能性である。

室町時代の末には、平清盛を桐竹鳳凰に譬えた文献が見えるが、時代が降って戦国時代になると、桐竹鳳凰は城主の意匠として好まれた。後世の例ではあるが、鳳凰関連意匠を武家の意匠と見なす風潮があったと言える。その風潮が、足利将軍家の例によって生じたものであろうことは想像に難くない。

おそらくは太陽に関連した意匠であるところから天皇家の意匠として採用され、次第に王権の象徴そのものと見なされるに至った鳳凰は、濫用によってその符号性および権威性を失ったが、義満によって武家の意匠という新たな符号性およびそれに付随する権威性を与えられ、生まれ変わったのである。おそらくこれが、鳳凰が王家紋章の地位を、復権の可能性まで含めて完全に失う決定打であった。